

各務原市 I T 導入補助金交付要綱

(令和 3 年 6 月 1 日決裁)

(趣旨)

第 1 条 市は、サービス等生産性向上 I T 導入支援事業事務局が交付するサービス等生産性向上 I T 導入支援事業費補助金（以下「国補助金」という。）を活用して前向きな投資を行う事業者に対して、予算の範囲内において各務原市 I T 導入補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和 3 8 年規則第 3 4 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、市内に事業所を有する事業者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和 3 年度又は令和 4 年度に採択された国補助金の交付の決定を受けた者のうち、市内で当該国補助金の交付の対象となる事業を行う者
- (2) 市税を滞納していない者

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、別表に定める国補助金の区分に応じ、国補助金の交付決定を受けた経費（以下「補助対象経費」という。）の額に同表に定める補助率を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、同表に定める上限額を限度とする。ただし、補助金と国補助金とを合算した額が補助対象経費の額を超えないものとする。

(事業計画の提出)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添付した各務原市 I T 導入補助金事業計画書（様式第 1 号）を国補助金の交付決定通知を受けた日から起算して 3 0 日を経過した日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 国補助金の交付決定通知書の写し
- (2) 国補助金の交付に係る申請書その他の提出書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(事業計画の変更等)

第 5 条 申請者が国補助金に係る事業の変更、中止又は廃止の承認を受けたときは、

各務原市 I T 導入補助金事業計画（変更・中止・廃止）届（様式第 2 号）により速やかに市長に届け出なければならない。

（補助金の交付申請）

第 6 条 申請者は、次に掲げる書類を添付した各務原市 I T 導入補助金交付申請書兼請求書（様式第 3 号）を、国補助金の額の確定に係る通知を受けた日から起算して 30 日を経過した日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

- （1）国補助金の額の確定に係る通知の写し
- （2）国補助金の実績報告書その他の提出書類の写し
- （3）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、各務原市 I T 導入補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 8 条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに当該申請者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

（決定の取消し）

第 9 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- （1）国補助金の交付の決定を取り消されたとき。
- （2）虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

（財産の処分の制限）

第 10 条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金を受けて設置した設備等を市長の承諾を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

（関係書類の保存）

第 11 条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた当該年度の終了後 5 年間、補助事業に係る帳簿等証拠書類を保存しなければならない。

（手続の統合及び省略）

第 12 条 規則第 19 条の規定により、規則第 4 条の規定による補助金の交付の申請

及び規則第14条第2項の規定による補助金の交付の請求を統合し、並びに規則第11条の規定による補助事業の実施報告及び規則第13条の規定による補助金の額の確定を省略するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和3年度又は令和4年度に採択された国補助金に係る事業について適用する。

附 則 (令和4年6月3日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和4年9月27日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表 (第3条関係)

国補助金の区分		補助率	上限額
通常枠	A類型	4分の1	75万円未満
	B類型		75万円
低感染リスク型ビジネス枠	C-1類型	6分の1	75万円未満
	C-2類型		75万円
	D類型		37万5,000円
デジタル化基盤導入枠	デジタル化基盤導入類型 IT ツール (国補助金の額が50万円以下の場合)	8分の1	8万3,333円
	デジタル化基盤導入類型 IT ツール (国補助金の額が50万円を超える場合)	8分の1 (補助対象経費のうち66万6,667円を超える部分の額については、6分の1)	75万円
セキュリティ対策推進枠		4分の1	50万円